# 地域医療連携推進法人岡山救急メディカルネットワーク

# 定　　款

# 定　　款

## 第１章　名称及び事務所

（名称）

第１条　本法人は、地域医療連携推進法人岡山救急メディカルネットワークと称する。

（事務所）

第２条　本法人は、主たる事務所を岡山県岡山市北区中井町二丁目５番１号に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本法人は、良質かつ適切な救急医療及び診療体制を確保するために、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすよう努めながら、医療連携推進方針に基づき、参加病院等の相互間の医療・介護に関する医療連携推進業務を行うことを目的とする。

（医療連携推進区域）

第４条　本法人の医療連携推進区域は、岡山県県南東部医療圏、久米南町、美咲町とする。

（医療連携推進業務）

第５条　本法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　脳疾患と心疾患（循環器疾患）を中心とした様々な疾患の救急医療体制の充実

（２）　連携強化により脳疾患と心疾患（循環器疾患）を中心とした様々な疾患を横断的に診療できる体制の構築

（３）　医療材料・薬品等の共同交渉・共同購入

（４）　医療機器等の共同利用

（５）　委託業務の共同交渉

（６）　医療従事者の派遣体制・人事交流・人材育成

（７）　地域住民への情報提供・啓発活動の実施

（８）　診療所等の後継者の早期帰郷を図る手段として、参加法人の病院と診療所等の両方での医師として勤務できるシステムの構築

２　本法人は、参加法人等として個人が参加できることから、次の事業を行わない。

（１）　参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集

（２）　医療連携推進業務と関連する法人の株式または持分を保有することにより、当該法

人の事業活動を支配・管理する事業

## 第３章　社員

（法人の構成員）

第６条　本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

（１）　本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人

（２）　本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人

（３）　本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人

（４）　本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人

（５）　⑴から⑷の法人又は個人のうち、医療法第 70 条第１項の参加法人等になることを希望しない法人又は個人

（６）　本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者

（７）　本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

（社員の資格の取得）

第７条　本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

２　本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

３　以下の者については、社員としない。

（１）　本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

（２）　本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族

（３）　本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

（４）　本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人

（５）　前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)
第８条　本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第９条　第６条の（１）から（４）の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。
（１）　事業に係る重要な資産の処分
（２）　事業計画の決定又は変更
（３）　法人の合併又は分割
（４）　目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止

(任意退社)
第１０条　社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)
第１１条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
（１）　この定款その他の規則に違反したとき。
（２）　本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）　その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)
第１２条　前２条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）　第８条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
（２）　総社員が同意したとき。
（３）　当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第４章　社員総会

(構成)
第１３条　社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)
第１４条　社員総会は、次の事項について決議する。

（１） 社員の除名
（２） 理事及び監事の選任又は解任
（３） 理事及び監事の報酬等の額
（４） 貸借対照表及び損益計算書の承認
（５） 定款の変更
（６） 解散及び残余財産の処分
（７） 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
（８） その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１５条　社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１６条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）
第１７条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）
第１８条　社員総会における議決権は、参加法人たる社員の議決権の合計がそれ以外の社員の議決権の合計を超えるものとなるよう、参加法人たる社員の議決権の個数及びそれ以外の社員の議決権の個数を社員総会で決定する。

（決議）
第１９条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）　社員の除名
（２）　監事の解任
（３）　定款の変更
（４）　その他法令で定められた事項

３　第１項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の４分の３以上に当たる多数をもって行う。

（書面決議等）

第２０条　社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）所定の電磁的方法をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

２　前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

３　理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２１条　理事が、社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２２条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第５章　役員

（役員の設置）

第２３条　本法人に、次の役員を置く。

（１）　理事　３名以上１０名以内

（２）　監事　１名以上２名以内

２　理事のうち１名を代表理事とする。

（役員の選任）

第２４条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の３分の１を超えてはならない。

３　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

４　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補

充しなければならない。
５　以下の者については、役員としない。
（１）　本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
（２）　本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
（３）　本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
（４）　本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人
（５）　前各号に掲げる者に類するもの

（役員の職務及び権限）
第２５条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
３　代表理事は、毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
４　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　監事の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２３条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２７条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第２８条　理事及び監事は、無報酬とする。

## 第６章　理事会

（設置）

第２９条　本法人に理事会を置く。

２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３０条　理事会は、次の職務を行う。

（１）　本法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　代表理事の選定及び解職

２　代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。

（招集）

第３１条　理事会は各理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議長）

第３３条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議の省略）

第３４条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第３５条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２５条第３項の規定による報告には適用しない。

（議事録）
第３６条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第７章　地域医療連携推進評議会

（構成）
第３７条　本法人に地域医療連携推進評議会を置く。
２　地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学職経験者の団体その他の関係団体、学職経験を有する者その他の関係者をもって構成する。
３　地域医療連携推進評議会の定員は、５人以内とする。
４　地域医療連携推進評議会の構成員は、社員総会において、第２項に掲げる者の中から選任する。

（権限）
第３８条　地域医療連携推進評議会は、本法人が第９条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。
２　地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。
３　本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

（開催）
第３９条　地域医療連携推進評議会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第４０条　地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２　地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

## 第８章　資産及び会計

第４１条　本法人の資産は次のとおりとする。

（１） 設立当時の財産
（２） 設立後寄附された金品
（３） 事業に伴う収入
（４） その他の収入
２　本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

（事業年度）
第４２条　本法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第４３条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第４４条　本法人は、毎会計年度終了後２か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。
２　本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から１０年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。
３　本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。
４　本法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。
５　本法人の理事は、前項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。
６　本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、第４項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
７　第５項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
８　本法人の理事は、第５項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。
９　本法人は、第７項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

（閲覧）

第４５条　本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（１）　事業報告書等、監事の監査報告書及び定款

２　本法人は、社員総会の日の１週間前の日から５年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。

（認定都道府県知事への届出）

第４６条　本法人は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。

（剰余金の不分配）

第４７条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

（医療連携推進目的取得財産残額の算定）

第４８条　代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

## 第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４９条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

２　この定款の変更は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。

３　本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を認定都道府県知事に届け出なければならない。

（解散）

第５０条　本法人は、次の事由によって解散する。

⑴目的たる業務の成功の不能

⑵社員総会の決議

⑶社員の欠亡

⑷破産手続開始の決定

２　本法人は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。

３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、認定都道府県知事の認可を受

けなければならない。

第５１条　本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

２　清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、認定都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

３　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1)現務の結了

(2)債権の取立て及び債務の弁済

(3)残余財産の引渡し

（医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与）

第５２条　本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から１か月以内に、国若しくは地方公共団体、公共医療機関の開設者（医療法第３１条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人にあって持分の定めのないものに贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第５３条　本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

## 第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第１１章　雑則

第５５条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

## 第１２章　附則

（最初の事業年度）

第５６条　本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和３年３月３１日までとする。

２　前項に定める最初の事業年度には、本定款に定める事項のうち、医療法に定める規定は適用しない。

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第５７条　本法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

岡山市北区中井町二丁目 5 番 1 号　　社会医療法人社団十全会
岡山市東区瀬戸町光明谷 203 番地の 1　　医療法人幸義会

（設立時の役員）

第５８条　本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

代表理事　岡山市北区中井町二丁目 5 番 1 号
　　社会医療法人社団十全会　榊原　敬
理事　　岡山市東区瀬戸町光明谷 203 番地の 1
　　医療法人幸義会　　滝澤　貴昭
理事　　岡山市東区瀬戸町観音寺 721 番地
　　環太平洋大学　　小堀　浩志
監事　　岡山市北区中山下一丁目９番１号
　　岡山中央法律事務所　　長谷川　威

（法令の準拠）

第５９条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。